

委託研究契約書

本契約は、以下の当事者間で締結される。

(委託者)

名称：〇〇株式会社

所在地：〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

代表者：代表取締役 〇〇〇〇

(以下「甲」という)

(受託者)

名称：医療法人福岡桜十字（桜十字先端リハビリテーションセンター S A C R A）

所在地：〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目5-11

代表者：所長 今村博孝

(以下「乙」という)

甲および乙は、甲が乙に対して研究業務を委託し、乙がこれを受託することに關し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に委託する「〇〇に関する研究」（以下「本研究」という）を実施するにあたり、契約条件を定めるものである。

第2条（研究内容）

本研究の内容、方法、成果の報告方法等については、別紙「研究計画書」に定めるとおりとする。

第3条（契約期間）

本契約の期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。ただし、双方の書面による合意により延長できるものとする。

第4条（研究費）

甲は乙に対し、本研究の実施に要する費用として、総額〇〇円（税込）を以下のとおり支払う。

- 支払方法：〇〇銀行振込
- 支払日：契約締結後〇日以内に一括／分割で支払う

第5条（成果の帰属）

- 本研究の成果に関する著作権、特許権等の知的財産権の帰属については、以下のとおりとする：
(例) 甲に帰属する／乙に帰属する／共同で帰属する／別途協議して定める

2. 前項の成果の公表については、甲の事前の承諾を必要とする。

第6条（秘密保持）

甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を第三者に漏洩してはならない。契約終了後も同様とする。

第7条（報告義務）

乙は、甲に対して定期的に研究の進捗状況を報告し、契約終了時には研究データを提出するものとする。

第8条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が契約に違反した場合、相手方に対して催告のうえ契約を解除できる。

第9条（損害賠償）

契約当事者的一方が、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負う。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

契約締結日： 令和〇年〇月〇日

甲（委託者）：

住所：

名称：〇〇株式会社

代表者氏名：

（印）

乙（受託者）：

住所：〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目5-11

名称：医療法人福岡桜十字（桜十字先端リハビリテーションセンター S A C R A）

代表者氏名：今村博孝

（印）